

平成26年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況
(環境生活部所管)

開催年月日 平成26年9月26日
 質問者 民主党・道民連合 高橋 亨 委員
 答弁者 環境生活部長 川城 邦彦
 消費問題対策担当課長 近藤 哲司
 青少年担当課長 田中 一生

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 カジノに関する諸問題について (一) 多重債務について (高橋委員) 今朝はですね、道警の皆さんにも賭博の問題についてお聞きをいたしました。まさしく刑法第185条における賭博行為という禁止行為であること、さらにはマネーロンダリングの温床になりうること、さらには反社会的組織がはびこる等々を含めてですね、お話をききました。環境生活部の皆さんにはですね、多重債務の問題について少しお話をお聞きをしたいと思います。</p> <p>1 多重債務者について (高橋委員) 買い物依存やギャンブル依存に要因をしてくれそうですね、消費者金融やクレジットカードを利用して借金を重ねることによりまして、行き着くところ多重債務に陥り、自己破産、一家離散、果ては自殺という悲しい出来事が絶えることがありません。ギャンブルを要因とする債務者を含めて、道内にはどれだけの多重債務者がいるのか、道はどこまで把握しているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>2 道における取組について (高橋委員) 近年はですね、多重債務に関わる相談は、今、お話しがあったようにですね、バブル崩壊後少しずつ落ち着きを見せていますが、多重債務は減ってきているというようなことなんだろうなと思っておりますが、今、また所得に格差が生まれておりますしですね、生活費などの借り入れていることから、専門のセクションをですね、各自治体の中では作って、そこで相談をしている、単純に法律相談だとか消費者相談だけではなくて、そうしたセクションを持っているところも各自治体ではある訳でございますけれども、これまでの道の取組はどのようなものだったのかお聞きしたいと思います。</p> <p>3 破産法の取り扱いについて (高橋委員) 貸金業者の団体の調査でも、自己破産を申し立てる方は年間約17万人程いるということでありますし、民事再生や任意整理の手続きも含めまして弁護士に債務整理を依頼する人はほんの一部でございますし、依然として500万人以上の方が現在も借金の返済に苦しんでいるという風に言われております。 一方、先頃厚労省が出しました統計によりますと、アルコール依存症の有病者が100万人を越えたと発表されま</p>	<p>(消費問題対策担当課長) 多重債務者についてでございますが、株式会社日本信用情報機構によりますと、「貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数」、いわゆる多重債務者の全国における人数は、平成18年度末で、171万人だったのが、平成25年度末には18万人に減少しているところでございます。 道におきましては、道立消費生活センター及び消費者安全課におきまして、多重債務に係る相談対応を行っており、平成18年度は、道立消費生活センターには、1,255件、また、道の担当窓口には、341件、計1,596件の相談がありました。平成25年度は、それぞれ136件と17件、計153件となっております。相談件数は、年々、減少傾向にあります。</p> <p>(消費問題対策担当課長) 道における取組についてでございますが、消費者安全課内に設置した貸金業苦情相談専用フリーダイヤルや道立消費生活センターによる多重債務に係る相談対応を日常的に行うとともに、毎年9月から12月の間、多重債務相談強化キャンペーンとして、道内の弁護士会や司法書士会と連携して、無料相談会を実施しているほか、新聞、ラジオ、リーフレット等を通じた多重債務防止のための周知・啓発を図っているところであります。 また、多重債務問題を総合的に解決するため、平成19年10月に、北海道財務局や市長会・町村会、北海道弁護士会連合会、北海道社会福祉協議会、道警本部などを構成員とする「北海道多重債務者対策協議会」を設置し、関係機関との連携のもと、対策に取り組んでいるところでございます。</p> <p>(消費問題対策担当課長) 破産法の取り扱いについてでございますが、破産法による自己破産に当たって、浪費やギャンブルなどが原因の債務について、免責不許可事由とされている趣旨としましては、債務者の全財産状態に対して、必要かつ通常を超えた不相応な支出を行うことや賭け事などにより、著しく財産を減少させ、または過大な債務を負担する行為は、破産者の不誠実性の表れということから、免責不許可事由と解されているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>したが、ギャンブル依存症の方は560万人とも推定されているということですので、アルコール依存症よりですね5、6倍も多いギャンブル依存症の方々がいらっしやるということで、その深刻さも際立っているのではないかと思う訳でございます。</p> <p>この間「過払い金返還請求」ですね、今よく弁護士の事務所などでやっておりますけれども、「過払い金返還請求」も一般的になってきましたし、また、貸金業者やクレジットへの過払いに対する対策も功を奏してきていると思う訳でございますが、2006年に貸金業法改正がありまして、官民一体となって取り組んできたところ多重債務対策もですね、まあ、悲しい出来事も少なくなってきたんだろうと思っておりますけれども、一方では、破産法によりますと自己破産の申し立てに関わる免責事項というものがありますが、これにはギャンブルについての免責不許可事由ということでこれは位置づけられているということですから、ギャンブルにはこの自己破産ができないということになる訳でございます。</p> <p>このことについての認識をお伺いしたいと思います</p> <p>4 多重債務の問題について (高橋委員)</p> <p>今お話があったように、自己破産にならないということになるわけで、多重債務に陥ると大変な状況になってくるわけです。先ほども申し上げましたけれども、ギャンブル依存症というのは非常に多いわけです。そして、借りるところがなくなれば闇に走っていくということにもなるって大変な状況ですね、先ほど言ったように、家族は崩壊という状況になってくる、そういう恐れのある方が少なくともまだ560万人いるということになるわけでございます。</p> <p>これは、IR構想の社会的リスクということが言われております。今朝ほども、道警の方にもお話しさせていただきましてけれども、ギャンブル依存症、犯罪、青少年への影響等等含めてということがあるわけですが、このIRに関わっての社会的リスクに関して、多重債務の多発への危惧についてどのように検討されていくといえますか、庁内に新しく検討組織ができたわけでございますし、そのメンバーにぐらし安全局も入っているわけでございますから、当然のことながら、そういうようなことについて問われるというか、お話し合いになっていくんだろうと思えますから、そういう意味で、多重債務の多発への危惧についてどのように検討されていかれるのかお聞きをしたいと思います。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>多重債務に関わった対策を打つということは、当たり前のことかもしれません。それはそれで理解はできますけれども、先ほども申し上げましたとおり、庁内の検討会議に関わっているわけですから、当然、起きてしまったことへの対応をどうするかということではなくて、起きる前に未然に防ぐためにどうしたらいいのかということ、会議の中で議論されていかなければならない。マイナスの面があるわけですから。従って、起きてしまった後に対応するというのはどういう対応のしかたになるのか、先ほど言ったようにこれは自己破産にもならない話です。対応しきれない、560万人もいるという状況ですから、単に起きてからそういうことを対策をしていくということではなくて事前にそういうことが起こらないように手を打っていくというのが皆さんのお仕事ではないかと思うのですが、そのことが、今の部長の答弁からは感じられないわけですが、敢えて、また部長の方でその部分について見解があればお聞きしたいと思います。</p>	<p>(環境生活部長)</p> <p>多重債務の問題についてでございますが、IRに関するマイナスの社会的影響に対しては、内閣府において、犯罪防止、依存症防止などの観点も含めまして、必要な法制度上の措置の検討を進めていると承知しているところでございます。</p> <p>多重債務の問題につきましては、平成18年に貸金業法が改正をされまして、上限金利の引き下げ、借入金の総量規制などが導入されますとともに道といたしましても、多重債務防止のためのさまざまな取組を実施してきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後も、多重債務者からの相談に、適切に対処いたしますとともに、多重債務防止のための普及啓発ですとか貸金業者に対する指導や監査などを行うなど、関係機関との緊密な連携のもと、多重債務問題の対策を進めてまいる考えでございます。</p> <p>(環境生活部長)</p> <p>道としての検討についてでございますが、北海道型IR検討会議は、IRに関する北海道としての基本的な考え方を検討することを目的として設置をされまして、「北海道型IR検討基本方針の検討」でありますとか、「北海道型IR検討調査」などを行うこととしておりまして、当部の担当課も会議メンバーとして参画させていただいております。</p> <p>今後は、ギャンブル等に伴う多重債務の危険性を特に注意喚起するパンフレットの作成ですとか、新聞広告の掲載、ラジオスポットの放送、そして学校等での講習会を通じた周知啓発など、これまで以上に効果的な取り組みを進めて参りたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(高橋委員) わかりました。しかしですね、先ほどいったように、起きてからの問題ではなくてということですから、経済部がIRについて推進していく、これは一方でいくと観光という側面も含めてやっていくというのは、経済的な効果を狙ってですから、それはそでわからないわけではない。しかし、皆さまたちは、そこに関わるマイナスの面をどう少なくしていくか、どう対処していくか、そこを意見を求められるわけですから、部長におかれましては、是非、その会議において、担当課長の方に、是非、環境生活部としての考え方をきちっと伝えていただくということ而努力をしていただきたいと思います。</p> <p>一 カジノに関する諸問題について (二) 青少年への影響について 1 青少年健全育成への影響について (高橋委員) もう一つはですね、青少年への影響もこれは大きな問題でございます。 カジノはですね先ほども申しておりますけれども様々なマイナスの面があるわけですが、「北海道青少年健全育成条例」の第1条にはですね「青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及びその福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の青少年が健全に育成される社会の実現を資することを目的とする。」とあります、施策の基本方針にはですね「青少年の健全育成を阻害し、又、その非行を助長するおそれのある社会環境の浄化を促進すること。」とあるわけですが、併せてですね「青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動を促進すること。」という風に書かれているわけですが、環境生活部として、カジノは青少年の健全育成に関し、どのような影響があるとお考えなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>2 青少年のための環境整備について (高橋委員) 政府の考えられていることは多分、入場制限と言うことぐらいなんだろうと思ってますけれども、それとですね、射幸心をあおったり賭博行為をしたり勤労意欲を減退させたり、こういうことを今朝ほど道警ともお話をさせていただきましたけれども、しかしですね単純に入場制限だけではですね青少年のための環境を整備するということにはならないと思いますので、再度このことについてお聞きをしたいという風に思います。</p> <p>(高橋委員) もう時間がございませんから、質問はいたしませんけれども、さきほど言ったようにですね、これは入場制限だけだというふうに思います。沖縄で検討されているのはですね、同じく入場制限なわけですが、あと、本人の厳格な確認チェックをするということ、それからカジノ場に関する広告の規制をする、というこの程度のことでございますから、それは果たして、青少年のですね、これは危惧されものについての答えになるかという、必ずしもそうではないだろうというふうに思っております。 北海道には、ご存知のとおりですね、「北海道青少年健全育成審議会」がございますから、当然のことながらですよ、このような大きな話になるわけですから、審議会からのご意見も頂くとということも、これから考えていかなければならない、というふうに思っているわけですがございます。</p>	<p>(青少年担当課長) 青少年健全育成への影響についてでございますが、カジノは、一般的に、青少年の健全育成の面で様々な影響が懸念されておまして、現在、検討されておりますIR推進法案におきましては、青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項について、政府が必要な措置を講じることとしていると承知しているところでございます。</p> <p>(青少年担当課長) 具体的な影響ということでございますけれども、平成24年11月に道がとりまとめました「カジノを含む統合型観光リゾート(IR)による経済・社会影響調査」におきましては、青少年の賭博行為や青少年の教育課程における勤労意欲減退に関するリスクのほか、周辺治安の悪化などのリスクが考えられるとされております。 また、IR推進法案におきましても、カジノの設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、政府が青少年の健全育成のための必要な措置を講じることとしていると承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>いずれにしても、様々な問題が内包している問題でございますので、知事総括をさせていただきたいと思っておりますので、委員長の取り計らいをよろしくお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。</p>	